

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 2 号
件 名	教員の長時間労働解消のための給特法の廃止を求める意見書の提出について
要 旨	<p>教員の長時間過密労働が学校教育に深刻な影響をもたらしています。教員を志望する学生の減少、せつかく教職に就いても離職してしまう教員が後を絶たず、代替が見つからない学校では、その負担を現場の教員が担わされ、さらなる多忙化を生み出しています。</p> <p>この問題を解消するために、国においても中央教育審議会で、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正も含めた審議が進められていますが、教員の大幅増員や教員の処遇改善は、教育現場を支える教員を確保するためにも、すぐに改善を図らなければならない喫緊の課題です。</p> <p>様々な教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数の在り方の見直しが必要です。教員1人当たりの授業の持ちこま数に上限を設け、授業準備をはじめ、必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間の管理と長時間労働を解消するために残業代を支給可能とするよう、給特法の廃止が必要です。</p> <p>全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って条件整備を進めていくことが必要です。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年6月13日 文教経済常任委員会
受 理	令和6年5月28日 第116号

陳情第72号

以上の趣旨に沿って、下記の事項について国会及び政府関係機関に対し意見書の提出を求め、陳情いたします。

記

- 1 長時間労働を解消するため、教員に残業代が支給できるよう、給特法の廃止を行うこと。
- 1 国の責任で、学校の業務量に見合った教員配置を進めるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正を行うこと。